

## ユニヴァ・ペイキャストかんたん口座振替サービス利用規約

### 第1条

本規約は、ユニヴァ・ペイキャスト口座振替決済サービス利用規約（以下「口座振替決済サービス利用規約」）の一部を構成するものとし、ユニヴァ・ペイキャストかんたん口座振替サービス(以下「本サービス」)について規定するものとする。

### 第2条

本サービスでは、口座振替決済サービス利用規約における「口座振替依頼書により、顧客が顧客預金口座を振替元口座とし、収納代行会社の指定する口座を振替先口座として売買契約等の代金の預金口座振替を依頼する行為」は、顧客が以下の手続に従い、端末機にキャッシュカードを読み取らせ、暗証番号を入力することなどにより口座を開設している金融機関に申し込むことで口座振替契約受付を行うものとする。よって、本サービスにおいては、口座振替依頼書は使用しないものとする。

- (1)加盟店は、顧客に契約書などの書面または端末機の画面にて口座振替依頼文言、支払先収納機関、対象となる料金の支払債務等を確認させ、加盟店の責任において顧客の本人確認を実施したうえで、端末機にキャッシュカードを読み取らせ暗証番号を入力させるとともに、当該顧客のために所定の事項を入力する。
- (2)加盟店は、顧客が暗証番号を入力する際に、加盟店の従業員等を含む、第三者に暗証番号を見られないようにする。
- (3)加盟店は、ユニヴァ・ペイキャストが指定する金融機関での口座振替登録が完了した旨を表すものとして端末機から出力された口座振替契約確認書(以下「確認書」という)を顧客に交付し、その確認を求める。
- (4)顧客が、前号に基づき確認書を確認したうえで、加盟店に預金口座振替契約の申込を取消すことを直ちに依頼した場合、加盟店において、端末機により預金口座振替契約の申込を取消す旨の電文をIPS指定金融機関に送信する。
- (5)加盟店は、キャッシュカードが不正に利用され、顧客が料金の返還を請求する正当な理由がある場合には、加盟店の責任において、当該顧客に対応する。
- (6)加盟店が利用する端末機は日本マルチペイメントネットワーク運営機構の承認するものに限るものとし、利用可能なキャッシュカードはユニヴァ・ペイキャストが指定する金融機関所定のものに限るものとする。

### 第3条

本サービスでは、口座振替決済サービス利用規約第2条(15)、(21)、第3条(5)、(9)、第20条、第21条第1項、第2項、第22条ならびに第24条の規定は適用しないものとする。

### 第4条

本規約に定めのない事項については、総て口座振替決済サービス利用規約に準じるものとする。

### 第5条

平成26年4月1日 制定・施行

平成 27 年 11 月 1 日 改訂

平成 29 年 4 月 1 日 改訂